

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																							
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を置くことができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部の事務を掌理し、共通事務部の部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則 (平成25年達示第9号)</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部及び<u>監査担当事務室</u>を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長<u>及び監査担当事務室長</u>は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部<u>及び監査担当事務室</u>の事務を掌理し、共通事務部の部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2～10 (同 左)</p> <p>附 則 (平成25年達示第9号)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>																																							
別表1 (第4条関係)	別表1 (第4条関係)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>法務・コンプライアンス課</td> </tr> <tr> <td>事務改革推進室</td> </tr> <tr> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>渉外課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">企画・情報部</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td>国際交流課</td> </tr> <tr> <td>情報推進課</td> </tr> <tr> <td>情報基盤課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究推進部</td> <td>研究推進課</td> </tr> <tr> <td>産官学連携課</td> </tr> </tbody> </table>	部	課・室	総務部	総務課	法務・コンプライアンス課	事務改革推進室	人事課	渉外課	企画・情報部	企画課	広報課	国際交流課	情報推進課	情報基盤課	(略)		研究推進部	研究推進課	産官学連携課	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td><u>法務室</u></td> </tr> <tr> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>渉外課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企画・情報部</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>国際交流課</td> </tr> <tr> <td>情報推進課</td> </tr> <tr> <td>情報基盤課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究推進部</td> <td>研究推進課</td> </tr> <tr> <td>産官学連携課</td> </tr> <tr> <td><u>監査担当事務室</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	総務部	総務課	<u>法務室</u>	広報課	人事課	渉外課	企画・情報部	企画課	国際交流課	情報推進課	情報基盤課	(同 左)		研究推進部	研究推進課	産官学連携課	<u>監査担当事務室</u>	—
部	課・室																																							
総務部	総務課																																							
	法務・コンプライアンス課																																							
	事務改革推進室																																							
	人事課																																							
	渉外課																																							
企画・情報部	企画課																																							
	広報課																																							
	国際交流課																																							
	情報推進課																																							
	情報基盤課																																							
(略)																																								
研究推進部	研究推進課																																							
	産官学連携課																																							
部・室	課・室																																							
総務部	総務課																																							
	<u>法務室</u>																																							
	広報課																																							
	人事課																																							
	渉外課																																							
企画・情報部	企画課																																							
	国際交流課																																							
	情報推進課																																							
	情報基盤課																																							
(同 左)																																								
研究推進部	研究推進課																																							
	産官学連携課																																							
<u>監査担当事務室</u>	—																																							

改正前					改正後				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室	1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
本部構内(文系)共通事務部	総務課 経理課	(略) 総合博物館	(略) 総合博物館 事務室	—	本部構内(文系)共通事務部	総務課 経理課	(同左) 総合博物館	(同左) 総合博物館 事務部	—
(略)					(同左)				
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	(略)	(略)	—	吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	(同左) 高等研究院	(同左) 高等研究院 事務部	—
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科 放射線生物 研究センター	医学研究科 事務部	—	医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科 医学部附属 病院 放射線生物 研究センター	医学研究科 事務部 医学部附属 病院 事務部 放射線生物 研究センター 事務部	— (同左) —
(略)					(同左)				
北部構内事務部	総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	理学研究科 生態学研究 センター 農学研究科 フィールド 科学教育研 究センター 基礎物理学 研究所 数理解析研 究所 野生動物研 究センター	理学研究科 事務部 農学研究科 等事務部 基礎物理学 研究所事務 部 数理解析研 究所事務部 野生動物研 究センター 事務室	— —	北部構内事務部	総務課 管理課 経理課 施設安全課 教務・図書課	理学研究科 農学研究科 基礎物理学 研究所 数理解析研 究所 生態学研究 センター 野生動物研 究センター フィールド 科学教育研 究センター	理学研究科 事務部 農学研究科 事務部 基礎物理学 研究所事務 部 数理解析研 究所事務部 生態学研究 センター事 務部 野生動物研 究センター 事務部 フィールド 科学教育研 究センター 事務部	— —
(略)					(同左)				

改正前					改正後						
桂地区 (工学 研究科) 事務部	総務課 管理課 教務課 学術協力 課 経理事務 センター	工学研究科 福井謙一記 念研究セン ター	—	—	桂地区 (工学 研究科) 事務部	総務課 管理課 教務課 学術協力 課 経理事務 センター	工学研究科 福井謙一記 念研究セン ター	福井謙一記 念研究セン ター事務部	—		
(略)					(同 左)						
別表3 (第8条関係)					別表3 (第8条関係)						
1 事務 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者		1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者			
総務部	報道に係る事務(法務・コンプライアンス担当の副学長の所掌に属する事務のうち、総務部長が掌理するものに限る。)について、総務部長を助け、及び整理すること。	報道担当課長	総務部長		総務部	個人情報保護及び個人情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹	総務部法務室長			
	監査に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	監査室担当課長						職員の人材育成に係る事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課人材育成室長	総務部人事課長	
	個人情報保護及び個人情報公開に係る事務に関し、法務・コンプライアンス課長を助け、及び管理すること。	法務・コンプライアンス課個人情報保護・情報公開室長	総務部法務・コンプライアンス課長							医学研究科及び医学部附属病院に係る人事事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課医学・病院人事事務室長
(略)					(同 左)						
教育推進・学生支援部	学生の就職活動の支援に係る事務について、学生課長を助け、及び整理すること。	学生課キャリアサポート主幹	教育推進・学生支援部学生課長		教育推進・学生支援部						
	教育の情報化に係	教務企画	教育推			教育の情報化に係	教務企画	教育推			

改 正 前				改 正 後			
	る事務に関し、教務企画課長を助け、及び管理すること。	課教育情報推進室長	進・学生支援部教務企画課長		る事務に関し、教務企画課長を助け、及び管理すること。	課教育情報推進室長	進・学生支援部教務企画課長
				研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に関する専門的事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	連携推進室長	研究推進部産官学連携課長
本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長	本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長
北部構内事務部	当該事務部が処理する別表2第3欄に掲げるセンターに係る事務のうち特定の事項の事務に関し、当該事務部長を助け、及び管理すること。	センター担当課長	北部構内事務部長				
(略)				(同 左)			
別表4 別表5	} (略)			別表4 別表5	} (同 左)		